

篠栗町広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が保有する資産を広告媒体として活用することにより、町の新たな財源を確保するとともに、事業者の広報活動による地域経済の活性化を図るため、広告媒体に掲載する有料広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる町の資産で広告の掲載が可能なものをいう。

ア 町の印刷物

イ 町のホームページ

ウ その他広告を掲載することができる町長が認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に広告を掲載することをいう。

(3) 広告事業者 広告媒体に広告を掲載する者（仲介事業者を含む。）をいう。

(広告掲載の基本原則)

第3条 広告は、社会的に信用性及び信頼性を保つことができ、かつ、町の事務又は事業に支障を及ぼさない範囲のものでなければならない。

2 広告媒体が屋外広告に該当する場合は、広告事業者は、事前に屋外広告物所管課と協議を行うものとする。

3 前項に定める屋外広告とは、福岡県屋外広告物条例（平成14年福岡県条例第35号）第5条、第10条及び第11条に定める許可を要するものをいう。

4 広告の基準については、別に定める。

(広告媒体の種類等)

第4条 広告媒体の種類、位置、掲載数、規格、掲載期間、掲載料、募集方法及び選定方法その他必要な事項は、広告媒体ごとに別に定める。

(審査機関)

第5条 広告の掲載の可否について疑義が生じた場合にこれを審査するため、篠栗町広告審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、副町長の職にある者を充てる。

4 委員長は、審査会の議長となり、その会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名した委員がその職務を代理する。

6 委員は、次に掲げる職にある者を充てる。

(1) 総務課長

(2) 財政課長

(3) まちづくり課長

(4) 都市整備課長

7 審査会の庶務は、まちづくり課が行う。

(会議)

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長は、必要に応じ回議による審査をすることができる。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(広告事業者の責任)

第7条 広告の内容に関する一切の責任は、広告事業者が負うものとし、苦情等が発生した場合は、広告事業者において速やかに解決に当たらなければならない。

- 2 広告の作成に要する費用は、広告事業者が負担するものとする。
- 3 広告にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、広告事業者において著作権及び肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は、広告事業者が負担するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。